

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2024年11月1日改定）

掲載日 2024年11月1日

■投資信託総合取引規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、投資信託の募集の取扱い、振替業に係る取扱い、収益分配金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理、買取りに係る取引及びこれらに附帯する業務に係る取引（以下「この取引」といいます。）に適用する事項について規定します。</p>	<p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、投資信託の募集の取扱い、振替業に係る取扱い、収益分配金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理、買取りに係る取引及びこれらに附帯する業務に係る取引（以下「この取引」といいます。）<u>及びますますわかる投資信託アフターフォローサービス（以下「アフターフォローサービス」といいます。）</u>に適用する事項について規定します。</p>
<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) この取引は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に限り行うことができるものとします。</p> <p>(8) この取引は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行はこの取引の開始の申込みをお断りするものとします。</p> <p>① お客さまがこの取引の開始の申込時にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) この取引<u>及びアフターフォローサービス</u>は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に限り行うことができるものとします。</p> <p>(8) この取引<u>及びアフターフォローサービス</u>は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行はこの取引の開始の申込み<u>及びアフターフォローサービスの利用の申込み</u>をお断りするものとします。</p> <p>① お客さまがこの取引の開始の申込時<u>及びアフターフォローサービスの利用の申込時</u>にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。</p> <p>②～③ (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>16の2 アフターフォローサービスの取扱い</u></p> <p>(1) <u>アフターフォローサービスを利用しようとするときは、当行所定のホームページから利用者情報（利用者（本項により利用者情報を登録してアフターフォローサービスを利用する者をいいます。以下この条及び第18条の2において同じとします。）がアフターフォローサービスの利用に際して登録、提供した情報、アフターフォローサービス利用中に当行が必要と判断して登録、提供を求めた情報及びこれらの情報について利用者自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいいます。電子メールアドレス、決済口座として指定した通常貯金の記号番号及び生年月日を含みますが、これらに限りません。以下この条及び第18条の2において同じとします。）を登録してください。</u></p> <p>(2) <u>アフターフォローサービスで利用することができるサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</u></p> <p>① <u>当行が取り扱う投資信託に関連する情報又は株式会社時事通信社（以下この条及び第18条の2において「時事」といいます。）若しくは時事への提供者が収集・加工した投資信託に関連する情報及びマーケット情報（以下この条及び第18条の2において、これらをまとめて「本情報」といいます。）を電子メール及びマイページ（利用者情報の確認等を行うことができる当行所定のホームページをいいます。以下この条において同じとします。）を利用してお知らせするサービス</u></p> <p>② <u>電子メールを利用して行う当行の商品・サービス等の案内及びキャンペーンのお知らせその他の広告物の表示並びに提供（以下この条において「広告宣伝等」といいます。）</u></p> <p>(3) <u>本情報は、投資信託に関する情報等の提供を目的として当行、時事又は時事への提供者が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、本情報は、特定の金融商品等の勧誘や推奨を目的とするものではありません。</u></p> <p>(4) <u>利用者は、この規定及び当行所定のホームページ等に掲示する留意事項を順守して本情報及び広告宣伝等を自ら閲覧して利用する以外の、利用者又は第三者を利用して行う本情報及び広告宣伝等の複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等の行為をしてはなりません。</u></p> <p>(5) <u>アフターフォローサービスの利用料金は無料ですが、アフターフォローサービスの利用にかかる通信料金などはすべて利用者が負担することとします。</u></p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2024年11月1日改定）

現 行	改定後
	<p>(6) <u>アフターフォローサービスを解約する場合、マイページから当行所定の方法により行うこととします。</u></p> <p>(7) <u>当行は、当行、時事又は時事への提供者の事由により、利用者にあらかじめ通知することなく、アフターフォローサービスの内容の変更又は提供の一時停止若しくは中止をすることができるものとします。</u></p> <p>(8) <u>システム障害その他の理由により、本情報及び広告宣伝等の配信が遅延し若しくは配信されない場合又はマイページが更新されない場合があります。</u></p> <p>(9) <u>当行は、以下の場合、あらかじめ利用者に通知することなく、利用者情報を削除し、アフターフォローサービスを解約できるものとします。</u></p> <p>① <u>電子メールが当行所定の回数配信できなかった場合</u></p> <p>② <u>投資信託口座を保有していないことが判明した場合</u></p> <p>③ <u>利用者情報として登録されている通常貯金を保有していないことが判明した場合</u></p> <p>④ <u>登録された利用者情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合</u></p> <p>⑤ <u>この規定に違反した場合又はそのおそれがあると当行が判断した場合</u></p> <p>⑥ <u>その他アフターフォローサービスの適正な運営に支障をきたすおそれがあるなど、当行が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為がなされた場合</u></p> <p>(10) <u>当行、時事又は時事への提供者の事由によりアフターフォローサービスを廃止する場合があります。この場合、アフターフォローサービスの廃止をもってアフターフォローサービスに関する契約は自動的に終了し、利用者が損失・損害を被ったとしても、当行、時事又は時事への提供者に対し、その補償又は賠償を求めることはできないものとします。</u></p> <p>(11) <u>利用者は、当行の書面による事前の同意なしには、アフターフォローサービスに関する契約上のいかなる権利又は権限も第三者に移転又は譲渡できないものとします。</u></p> <p>(12) <u>アフターフォローサービス及び本情報に関する著作権等を含む一切の知的財産権は、当行、時事、時事への提供者に帰属します。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>18の2 アフターフォローサービスに関する免責事項</u></p> <p>(1) <u>当行は、本情報の正確性、完全性等について保証するものではありません。利用者は、アフターフォローサービス及び本情報を自らの判断と責任において利用するものとします。</u></p> <p>(2) <u>本情報の入手、送信、処理、保存等における遅延、中断、停止、誤謬、脱漏、省略、第三者による不正なアクセス又はコンピューターウィルスの感染等により、利用者がアフターフォローサービスを正常に利用できなかった場合、当行、時事及び時事への提供者の責に帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負わないものとします。また、当行、時事及び時事への提供者の責に帰すべき事由がある場合であっても、故意又は重大な過失がある場合を除き、当行、時事及び時事への提供者は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害について賠償する責任を負わないものとします。</u></p> <p>(3) <u>地震、噴火、津波、戦争、内乱、停電、インターネット網の障害又は法令の変更等の不可抗力により利用者がアフターフォローサービスを利用できなかった結果、損失・損害を被ったとしても、当行、時事又は時事への提供者に対し、その補償又は賠償を求めることはできないものとします。</u></p>
<p>24 規定の適用</p> <p>この取引には、この規定のほか、「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>24 規定の適用</p> <p>この取引<u>及びアフターフォローサービス</u>には、この規定のほか、「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2023年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2024年11月1日</u>から実施します。</p>

以 上